

令和 6 年能登半島地震

災害義援金口座開設のご案内

令和 6 年石川県能登地方を震源とする地震により、被災された地域の方々への支援のため災害義援金の募集を行います。

【義援金口座】

- 口座名義 令和 6 年能登半島地震災害義援金
(レイワロクネンノハントウジ`シサイガ`イ`インキン)
- 金融機関 石川県信用農業協同組合連合会 本所
- 貯金種別 普通貯金
- 口座番号 0035601
- 取扱期間 令和 6 年 1 月 15 日 (月) ~令和 7 年 12 月 30 日 (火)

※ 全国の J A・信用農業協同組合連合会 (以下、「J A 等」といいます) からの窓口振込手数料が無料となります。

(J A 等の A T M、インターネットバンキングからの振込は手数料がかかります。)

※ 上記以外の金融機関からの振込は手数料がかかりますのでご注意ください。

※ この義援金は、税制優遇措置の対象となります。確定申告に際しては、金融機関から受け取る振込金受領証等を添えてご提出ください。

お問い合わせ先

石川県信用農業協同組合連合会 J A 支援部

T E L : 076-240-5151

「令和6年能登半島地震災害義援金」募集要領

石川県信用農業協同組合連合会

1 趣旨

令和6年石川県能登地方を震源とする地震により、被災された地域への支援を目的に災害義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

「令和6年能登半島地震災害義援金」

3 受付期間

令和6年1月15日（月）から令和7年12月30日（火）まで
（被災状況に応じて、受付期間を延長する場合があります。）

4 義援金の受入れ

指定口座による受入れ

金融機関	石川県信用農業協同組合連合会
支店名	本所
口座種類	普通貯金
口座番号	0035601
口座名義	レイワクネノハトウジシサイカクイエンキン 令和6年能登半島地震災害義援金

※1 全国のＪＡ・信用農業協同組合連合会（以下、「ＪＡ等」といいます）からの窓口振込手数料は、一律無料となります。

（ＪＡ等のＡＴＭ、インターネットバンキングからの振込は手数料がかかりますのでご注意ください。）

※2 上記以外の金融機関からの振込は手数料がかかりますのでご注意ください。

5 義援金の配分

お預かりした義援金は、関係団体等で構成される石川県災害義援金配分委員会により配分基準等を決定し、各市町を通じて被災者の皆様にお届けします。

6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。確定申告に際しては、金融機関から受け取る振込金受領証等を添えてご提出ください。

〔該当する税制優遇措置〕

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

7 その他

災害義援金のみの受入れとなり、救援物資・物品等の取り扱いは行いません。

8 問い合わせ先

石川県信用農業協同組合連合会 J A支援部実践支援担当
〒920-0383 石川県金沢市古府1丁目220番地
TEL 076 (240) 5151 FAX 076 (240) 5125

附則

この要領は、令和6年1月15日から施行する。

附則

この要領は、令和7年3月31日から施行する。